平成２９年（フ）第７３７号
川崎市多摩区宿河原５丁目12番14号　グリーンハイツ　102
債務者　郷原　圭一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３４号
川崎市高津区坂戸３丁目13番15号　プレジオ溝ノ口　202
債務者　須藤由美子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３５号
川崎市麻生区高石４丁目12番13号　ミルハウス　102
債務者　吉田　弘幸
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５６号
川崎市宮前区東有馬５丁目３番１号　村木荘101号
債務者　新城　優子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６３号
川崎市中原区上平間1700番地146　ルナハイツ　301
債務者　福田　和明
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４号
川崎市高津区末長２丁目22番61号　コスモハイツ末長　202
債務者　宮墓　直子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
川崎市川崎区藤崎２丁目４番８－202号　プラザＩＮテイエス
債務者　茂木ゆかり（旧姓石土）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
川崎市川崎区大島１丁目27番５号　山本宅　２階２号
債務者　中野　俊範
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
川崎市麻生区百合丘２丁目９番地５　パークレーン　１－Ｂ
債務者　ルイス勇人ジェファーソン
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
川崎市高津区久末1557番地　市営住宅　216号
債務者　藤原　経子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２０２号
札幌市西区山の手３条８丁目３番４号　カナディアンホーム山の手Ｄ号
債務者　小野寺浩司
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０７号
北海道石狩市花川東２条２丁目91番地　フラワーリバー201号
債務者　岩崎　　徹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７２号
札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１－301号
債務者　山形　恵理（旧姓髙士・清野）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８２号
札幌市東区北31条東７丁目２番26号　ハイツ東興Ｂ202号
債務者　藤田　　賢
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８８号
札幌市豊平区平岸３条13丁目８番23号　第３吉井ビル303号
債務者　佐々木昌志
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８９号
札幌市豊平区平岸３条13丁目８番23号　第３吉井ビル303号
債務者　佐々木ミヱ子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部